

事務連絡  
令和2年5月22日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金事業における民生委員への協力依頼に係る留意事項について

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、別添のとおり、令和2年5月22日に、全国民生委員児童委員連合会から都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会に対し、「特別定額給付金の代理申請・受給要請に関する民生委員・児童委員の対応方針（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金給付事業に関して）」が示されました。

特別定額給付金の申請・給付事務を進めるに当たって、申請に向けた支援を必要とする方に関し、市区町村が民生委員へ協力を依頼する場合には、例えば、申請手続の情報提供や申請書の記入の支援などの協力が考えられますが、その際には、別添も参照しつつ、あらかじめ、市区町村の民生委員児童委員協議会と、協力いただく範囲・内容を協議いただくようお願いします。また、民生委員の協力にあたって、市区町村は、個々の民生委員の意向を十分尊重しつつ、民生委員が金銭トラブル等に遭うことがないように、配慮をお願いします。また、各地域の新型コロナウイルス感染状態を踏まえつつ、感染症予防への十分な配慮をお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段のご配慮をお願いします。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものです。